

1 基本方針の見直しの観点・方向性（第1回審議会で確認）

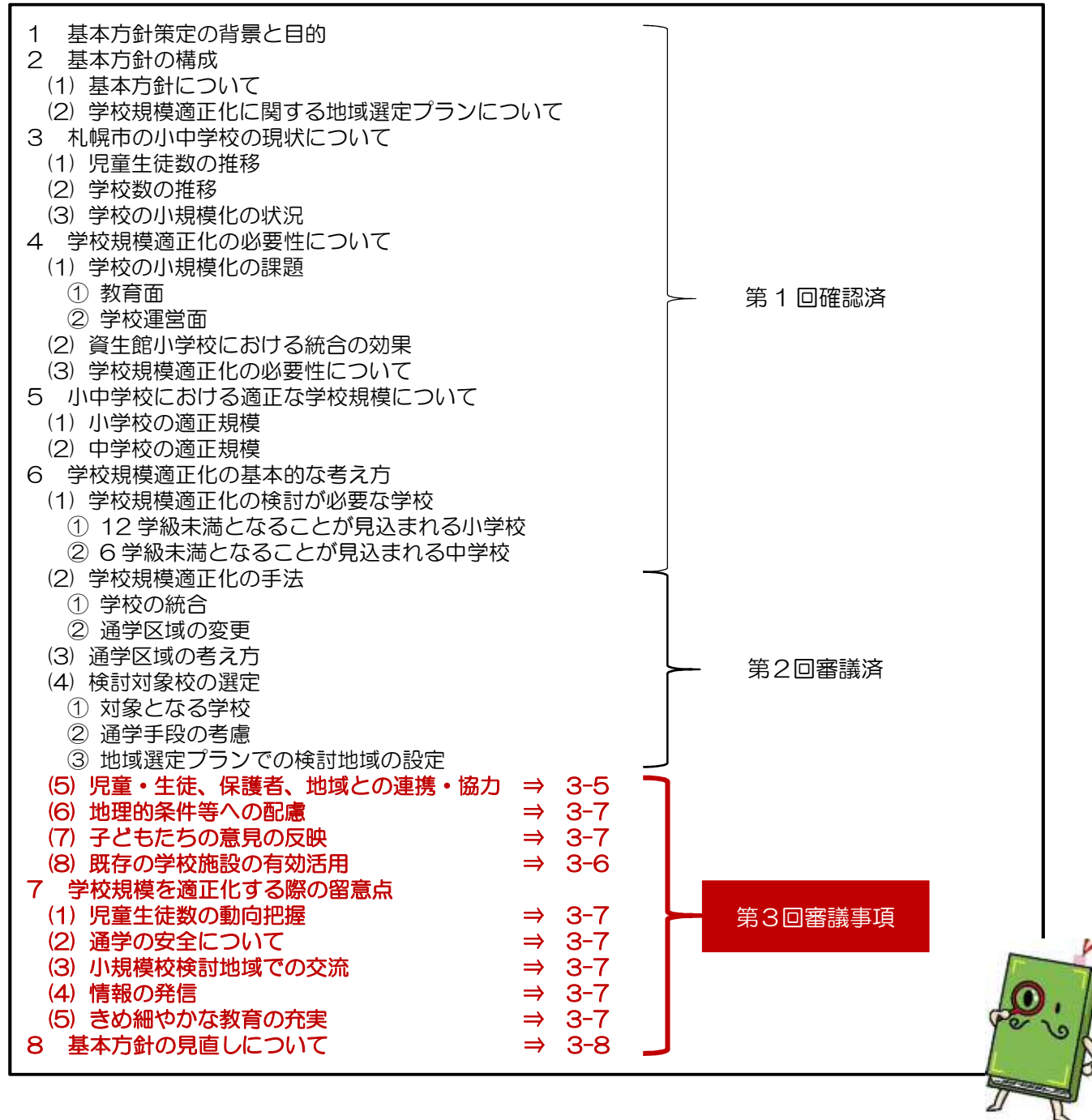
基本方針の見直しの観点・方向性

学校の適正規模の考え方・基準は維持したまま、

- ① 学校規模適正化の検討対象を拡大する
 - ② 少子化の継続に対応するべく、取組を加速する
 - ③ その他学校を取り巻く環境変化に適應させる
- ～すべては未来を担う子どもたちの、より良い教育環境を目指して～



2 基本方針の全体像（現行基本方針の構成）



3-5 取組の進め方

現 行	(案)
<p>○小規模校検討地域ごとに保護者や地域の方々、学校関係者などから構成される「小規模校検討委員会」を設置し、通学安全や、学校と地域との連携など、学校規模の適正化を進めるための諸課題について、学校・地域・行政が連携しながら具体的な方策を検討する。</p>	<p>○<u>学校規模適正化</u>検討地域ごとに保護者や地域の方々、学校関係者などから構成される「<u>学校規模適正化</u>検討委員会」を設置し、通学安全や、学校と地域との連携など、学校規模の適正化を進めるための諸課題について、学校・地域・行政が連携しながら、<u>札幌市が示す案をベースに</u>検討を行う。</p>
	⇒
	<p>【検討委員会における検討事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>学校統合に関すること</u> ○<u>通学区域に関すること</u> ○<u>使用校舎に関すること</u> ○<u>統合時期に関すること</u> ○<u>学校名に関すること</u> ○<u>通学安全に関すること</u> ○<u>その他教育委員会が必要と認める事項</u>

【現行の小規模校検討委員会の設置要綱例（抜粋）】

- (検討事項等)
- 第2条 委員会は、〇〇地域の次の各号に掲げる事項について検討することとし、検討結果をまとめた意見書を札幌市教育委員会に提出する。
- (1) 小学校の統合再編計画に関すること。
 - (2) 通学区域に関すること。
 - (3) 統合校の学校名に関すること。
 - (4) 統合校の教育内容に関すること。
 - (5) 通学安全に関すること。
 - (6) その他学校規模の適正化を進めるうえで必要な事項
- (組織)
- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が指名する委員をもって組織する。
- (1) 関係小学校のPTAの推薦を受けた者
 - (2) 関係連合町内会の推薦を受けた者
 - (3) 関係小学校の校長
 - (4) 前各号に掲げる者のほか必要と認められる有識者等